

## 令和2年第2回野洲市議会定例会提出案件

### 1 新年度予算 10件

- 議第2号 令和2年度野洲市一般会計予算
- 議第3号 令和2年度野洲市国民健康保険事業特別会計予算
- 議第4号 令和2年度野洲市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第5号 令和2年度野洲市介護保険事業特別会計予算
- 議第6号 令和2年度野洲市墓地公園事業特別会計予算
- 議第7号 令和2年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計予算
- 議第8号 令和2年度野洲市工業団地等整備事業特別会計予算
- 議第9号 令和2年度野洲市水道事業会計予算
- 議第10号 令和2年度野洲市下水道事業会計予算
- 議第11号 令和2年度野洲市病院事業会計予算

### 2 補正予算 8件

#### □議第12号 令和元年度野洲市一般会計補正予算(第12号)

##### ①予算額

- ・補正前予算額 24,747,336千円
- ・補正額  $\Delta$ 465,365千円
- ・補正後予算額 24,281,971千円

##### ②補正の概要

###### 【歳入】

- ・法人市民税の減額( $\Delta$ 52,410千円)及び固定資産税の増額(27,681千円)
- ・民間保育所運営費の減額に伴う国庫負担金( $\Delta$ 30,037千円)及び県負担金( $\Delta$ 15,019千円)の減額
- ・プレミアム付商品券事業費の決算見込みに伴う国庫補助金(事業費: $\Delta$ 19,600千円、事務費: $\Delta$ 13,567千円)及び販売金( $\Delta$ 78,400千円)の減額
- ・担い手確保・経営強化支援事業補助金(7,100千円)の計上
- ・里原橋撤去事業の工事期間等の見直しによる国庫補助金( $\Delta$ 30,000千円)及び諸収入( $\Delta$ 28,997千円)の減額
- ・(仮称)「GIGAスクール構想の実現」に向けた校内通信ネットワーク整備事業費に伴う国庫補助金を計上(小学校:58,830千円、中学校:24,788千円)
- ・特定空家に対して実施する行政代執行費について、債権者に対する費用の請求が次年度となるため減額( $\Delta$ 134,850千円)
- ・財政調整基金繰入金の取り崩し減額( $\Delta$ 157,000千円)

###### 【歳出】

- ・民間保育所に対する保育所運営委託料の決算見込みによる減額( $\Delta$ 80,000千円)
- ・プレミアム付商品券事業費の決算見込みによる減額( $\Delta$ 111,567千円)
- ・学童保育所運営に係る指定管理料の決算見込みによる減額( $\Delta$ 37,500千円)

- ・担い手農業者に対して経営規模の拡大を支援する担い手確保・経営強化支援事業補助金を計上（7,100千円）
- ・里原橋撤去事業の工事期間等の見直しによる事業費の減額（△79,000千円）
- ・（仮称）「GIGA スクール構想の実現」に向けた校内通信ネットワーク整備事業費を計上（小学校：117,762千円、中学校：49,677千円）

## 口議第 13 号 令和元年度野洲市一般会計補正予算(第 13 号)

### ①予算額

- ・補正前予算額 24,281,971千円
- ・補正額 1,460千円
- ・補正後予算額 24,283,431千円

### ②補正の概要

#### 【歳入】

- ・地域医療振興資金貸付事業特別会計からの繰入金を増額（17,964千円）
- ・財政調整基金繰入金の取り崩し減額（△20,000千円）
- ・財源調整として繰越金の増額（3,496千円）

#### 【歳出】

- ・損害賠償請求事件に係る訴訟事務委託料の計上（1,460千円）

### ③債務負担行為

- ・損害賠償請求事件に係る訴訟事務委託料について債務負担行為を追加  
訴訟事務委託料  
期 間：令和元年度から訴訟契約終了年度まで  
限度額：訴訟事務委託に伴う実費に弁護士報酬を加えた額の範囲内

## 口議第 14 号 令和元年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 3 号)

### ①予算額

- ・補正前予算額 4,953,632千円
- ・補正額 0千円
- ・補正後予算額 4,953,632千円

### ②補正の概要

#### 【歳入】

- ・決算見込みによる一般被保険者保険税を減額（△20,330千円）
- ・特定健康診査等負担金の額確定による減額（△1,050千円）
- ・保険基盤安定繰入金等の確定による一般会計繰入金の減額（△4,460千円）
- ・財源調整として繰越金の増額（25,840千円）

#### 【歳出】

- ・一般被保険者療養給付費の決算見込みによる増額（30,000千円）
- ・退職被保険者療養給付費の決算見込みによる減額（△30,000千円）
- ・一般被保険者高額療養費給付費の決算見込みによる増額（6,000千円）
- ・退職被保険者高額療養費給付費の決算見込みによる減額（△6,000千円）

## □議第 15 号 令和元年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 3 号)

### ①予算額

・補正前予算額	586,289千円
・補正額	12,083千円
・補正後予算額	598,372千円

### ②補正の概要

#### 【歳入】

- ・後期高齢者医療保険料の決算見込みによる増額(9,187千円)
- ・保険基盤安定繰入金の確定に伴う増額(2,896千円)

#### 【歳出】

- ・保険料の増額及び保険基盤安定繰入金の確定に伴う後期高齢者医療広域連合納付金の増額(12,083千円)

## □議第 16 号 令和元年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算(第 4 号)

### ①予算額

・補正前予算額	4,444,994千円
・補正額	△160,372千円
・補正後予算額	4,284,622千円

### ②補正の概要

#### 【歳入】

- ・保険給付費の増減に伴う国庫補助金(△42,142千円)、支払基金交付金(△53,311千円)、県支出金(△25,365千円)及び一般会計繰入金(△24,683千円)の減額
- ・地域支援事業費の減額に伴う国庫補助金(△4,500千円)、支払基金交付金(△4,860千円)、県支出金(△2,250千円)及び一般会計繰入金(△2,250千円)の減額

#### 【歳出】

- ・居宅介護サービス給付費について、サービス給付見込量の減少に伴う減額(△46,477千円)
- ・地域密着型介護サービス給付費について、サービス給付見込量の減少に伴う減額(△106,343千円)
- ・介護給付費準備基金積立金の増額(56,089千円)

## □議第 17 号 令和元年度野洲市地域医療振興資金貸付事業特別会計補正予算(第 1 号)

### ①予算額

・補正前予算額	74,500千円
・補正額	17,964千円
・補正後予算額	92,464千円

### ②補正の概要

#### 【歳入】

- ・医療法人社団御上会清算人による清算に伴う返還分について増額（17,964千円）

【歳出】

- ・歳入に伴う一般会計繰出金を増額（17,964千円）

□議第18号 令和元年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算(第3号)

①予算額

- ・補正前予算額 32,832千円
- ・補正額 100千円
- ・補正後予算額 32,932千円

②補正の概要

【歳入】

- ・合葬墓整備に伴い、合葬墓使用料を計上（100千円）

【歳出】

- ・合葬墓使用料にかかる墓地公園整備基金積立金を計上（100千円）

□議第19号 令和元年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計補正予算(第1号)

①予算額

- ・補正前予算額 19,719千円
- ・補正額 0千円
- ・補正後予算額 19,719千円

②補正の概要

【歳入】

- ・県と土地改良区の負担割合変更に伴い、石部頭首工管理事業負担金の減額（△167千円）及び県補助金の増額（167千円）

【歳出】

- ・財源更正

**3 条例の制定・改廃 22件**

□議第20号 野洲市公文書の管理に関する条例

健全なまちづくりのための市民共有の重要な知的資源である公文書を適正に管理するために、市の責務及び基本的事項について定め、市政が適正かつ建設的に運営されるようにするとともに、市の諸活動を現在及び将来の市民に説明する市の責務が全うされるようにするため、条例を制定する。

○野洲市公文書管理・情報公開審議会を設置する。

野洲市情報公開審査会で審査していた情報公開に係る審査請求についての調査及び審査に加えて、公文書の保存期間の基準の制定又は改廃の立案や公文書の廃棄の判断に関することについて調査及び審議を行う。

施行日 令和2年4月1日 ただし、野洲市公文書管理・情報公開審議会に係る規定は、令和2年11月1日

### □議第 21 号 野洲市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

地方自治法の改正により、地方公共団体の長や職員等がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、当該地方公共団体に対する損害賠償責任について、限定した額以上を免責する旨を定めることができることとされたことから条例を制定する。

○賠償責任額から、基準給与年額に区分に応じて定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免責する。

号	職	乗数	区分の理由
1	市長	6	・ 直接公選制 ・ 普通地方公共団体の統括責任者かつ財政責任者
2	副市長、教育長、教育委員会委員 選挙管理委員会委員、監査委員	4	・ 解職請求の対象 ・ 副市長：長に代わる職務権限 ・ 各委員：執行機関として独立した執行権限
3	公平委員会委員、農業委員会委員 固定資産評価審査委員会委員 地方公営企業管理者	2	・ 各委員：執行機関として独立した執行権限 ・ 管理者：任命権、指揮監督権、代表権等
4	市の職員（前 2 号を除く）	1	（備考）市の職員には、一般職、特別職、常勤、非常勤又は臨時職員を問わず全てを含むとされ、会計年度任用職員も含まれる。

施行日 令和 2 年 4 月 1 日

### □議第 22 号 野洲市商工業振興基本条例

商工業の振興を推進し、地域経済の活性化及び市民生活の向上を図ることを目的として、本市の商工業の振興に関する基本理念のほか、商工業に関わる者（事業者、経済団体、金融機関、市民および市）の役割及び責務を明確にするとともに、野洲市商工業振興基本計画に関する事項を定める。

○野洲市商工業振興基本計画検討委員会を附属機関に追加する。

施行日 令和 2 年 4 月 1 日

### □議第 23 号 野洲市情報公開条例等の一部を改正する条例

「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」が改正されたことに伴い、当該法律の題名改称及び条ずれが生じたことから、所要の改正を行う。

○法律の題名改称

「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」→

「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」

・ 野洲市情報公開条例

- ・野洲市個人情報保護条例
- ・野洲市固定資産評価審査委員会条例
- ・野洲市行政不服審査関係手数料条例 について改正する。

施行日 公布の日

#### □議第 24 号 野洲市印鑑条例の一部を改正する条例

印鑑登録証明書の交付申請について、印鑑登録者本人が窓口において個人番号カードを提示して行うことができるよう所要の改正を行う。また「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行等による「印鑑登録証明事務処理要領」の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

○窓口において印鑑登録証明書の交付申請を行う場合には、印鑑登録カードが必要であるが、個人番号カードの提示でも可能とする規定を追加する。

○印鑑の登録を受けることができない者としていた「成年被後見人」を「意思能力を有しない者」と改め、法定代理人が同行し、成年被後見人本人による申請がある場合には印鑑の登録を受けることができるとする。

施行日 公布の日 ただし、個人番号カードに係る規定は、令和 2 年 4 月 1 日

#### □議第 25 号 野洲市監査委員条例の一部を改正する条例

令和 2 年 4 月 1 日に「地方自治法等の一部を改正する法律」が施行されることに伴い、所要の改正を行う。

○引用する条項を改める。

○過不足のある内容及び表記について改正を行う。

施行日 令和 2 年 4 月 1 日

#### □議第 26 号 野洲市附属機関設置条例の一部を改正する条例

永原御殿跡が国指定文化財史跡に指定されたことを受け、野洲市永原御殿跡調査委員会に将来的な史跡の保存・活用・公開に向けた遺跡修景保存の学識経験者を増員するため、委員定数の改正を行う。あわせて、史跡整備に必要な史跡等保存活用計画の策定を目的として野洲市永原御殿跡保存活用計画策定委員会を新規に設置するため、所要の改正を行う。

○野洲市永原御殿跡調査委員会委員の定数 6 人以内 → 8 人以内

○野洲市永原御殿跡保存活用計画策定委員会を設置し、附属機関に追加する。

施行日 公布の日

#### □議第 27 号 野洲市の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する等の条例

地方公務員法及び地方自治法の改正に伴い、地方公務員の臨時・非常勤職員について、特別職の任用及び臨時的任用の適正を確保し、並びに一般職の会計年度任用職員の任用等に関する制度の明確化を図るとともに、会計年度任用職員に対する給付について規定が整備されたことに伴い関連する条例について、所要の改正を行う。  
(第1条) 野洲市の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正

フルタイム会計年度任用職員について、常勤職員と同様に、給料、手当及び旅費の支給対象であることが明確化されたことに伴い、給料を支給される職員の補償基礎額について、常勤職員の公務災害補償に係る平均給与額の規定に準じることとする規定を整備

(第2条) 野洲市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

特別職の任用が厳格化されることに伴い、行政事務取扱委員（自治会長・農業組合長）を特別職として委嘱することができなくなることから、行政事務取扱委員に係る報酬額を削除する。

(第3条) 野洲市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正

会計年度任用職員のうち、企業職員（上下水道事業・病院事業）、技能労務職員の給与について、正規職員に準じて別に規程又は規則で定めるとともに、その他の会計年度任用職員の給料表を明示するため、所要の改正を行う。

(第4条) 野洲市職員定数条例等の一部を改正する条例の一部改正

「常勤を要しない職員の給与」を「会計年度任用職員の給与」に改める。

(第5条) 野洲市交通指導員条例の廃止

特別職の任用が厳格化されることに伴い、交通指導員を特別職として委嘱することができなくなることから、本条例を廃止する。

施行日 公布の日 ただし、第1条、第2条及び第5条の規定は、

令和2年4月1日

#### □議第28号 野洲市特別会計条例の一部を改正する等の条例

地域医療の中核を担っていた野洲病院を運営する医療法人社団御上会に対し、昭和60年度から昭和62年度にかけて地域振興資金として合計9億円を貸し付けたが、同法人の解散により一定の役割を終えたことから、野洲市特別会計条例から野洲市地域医療振興資金貸付事業特別会計を削除する。あわせて野洲市地域医療振興資金貸付条例を廃止する。

施行日 令和2年4月1日

#### □議第29号 野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

令和2年度から国民健康保険税率を改定しようとすることから、所要の改正を行う。

被保険者に係る世帯別平等割額（医療保険分）

	改定前	改定後
所得割	基準総所得金額×6.93%	基準総所得金額×6.71%
均等割	被保険者(加入者)1人につき 28,129円	被保険者(加入者)1人につき 29,084円
平等割	1世帯につき 21,650円 特定世帯 10,825円 特定継続世帯 16,238円	1世帯につき 21,344円 特定世帯 10,672円 特定継続世帯 16,008円

被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額（後期高齢者支援金分）

	改定前	改定後
所得割	基準総所得金額×2.32%	基準総所得金額×2.27%
均等割	被保険者(加入者)1人につき 9,768円	被保険者(加入者)1人につき 9,713円
平等割	1世帯につき 7,518円 特定世帯 3,759円 特定継続世帯 5,639円	1世帯につき 7,128円 特定世帯 3,564円 特定継続世帯 5,346円

介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額（介護納付金分）

	改定前	改定後
所得割	基準総所得金額×1.99%	基準総所得金額×2.22%
均等割	被保険者(加入者)1人につき 10,563円	被保険者(加入者)1人につき 11,425円
平等割	1世帯につき 4,972円	1世帯につき 5,703円

施行日 令和2年4月1日

口議第30号 野洲市使用料条例の一部を改正する条例

野洲市余熱利用施設整備に伴い野洲市総合体育館トレーニング室の運営を見直すことから、所要の改正を行う。

○トレーニング室（ランニングロード含む。）の利用（現金）

	一般	高校生以下	備考
改正前	1人1回の利用につき 200円	1人1回の利用につき 100円	1回の利用時間は、2時間 以内とする。

※利用者の住所が野洲市、草津市、守山市又は栗東市以外の場合は2倍とする。

	一般	高校生以下	備考
改正後	1人1回の利用につき 400円	1人1回の利用につき 200円	1回の利用時間は、2時間 以内とする

※利用者の住所が野洲市、草津市、守山市又は栗東市以外の場合は1.5倍とする。



○トレーニング室（ランニングロード含む。）の利用（回数券）

	一 般	高校生以下	備 考
改正前	4,000 円（400 円×11 枚つづり） 2,000 円（200 円×11 枚つづり） 1,000 円（100 円×11 枚つづり）		現金の支払に代えて使用することができる。

※利用者の住所が野洲市、草津市、守山市又は栗東市以外の場合は2倍とする。

	一 般	高校生以下	備 考
改正後	4,000 円 (11 枚つづり)	2,000 円 (11 枚つづり)	①1 人 1 回の利用につき 1 枚 ②1 回当たり 2 時間以内 ③有効期限は、発行した日の属する月から 6 箇月

※利用者の住所が野洲市、草津市、守山市又は栗東市である場合に限る。

○トレーニング室（ランニングロード含む。）の利用（定期券）

廃止する。

施行日 公布の日から起算して 12 箇月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日

□議第 31 号 野洲市手数料条例の一部を改正する条例

「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」が施行され、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の一部が改正されることに伴い、所要の改正を行う。

○個人番号の通知を通知カードによらずに行うこととするため、通知カードの再交付手数料を削除する。

施行日 改正法の公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

□議第 32 号 野洲市墓地公園整備基金条例の一部を改正する条例

さくら墓園内合葬墓の供用を開始し、使用料として整備費相当額と将来の合葬墓及び墓園全体の運営に充てる管理費相当額（清掃費、除草費等）を一括徴収し、基金に積立てるため、従来整備に限定していた基金の資金使途を管理資金としても使用できるよう所要の改正を行う。

○設置目的である墓園の「整備」に「円滑な管理」を加える。

○野洲市墓地公園整備基金 → 野洲市墓地公園の整備及び管理に関する基金

○処分に「管理に必要な経費」を加え、その使途を合葬墓の管理に相当する額の範

圏内において予算の定めるところに限定する。

施行日 公布の日

#### □議第 33 号 野洲市ふれあい教育相談センター条例の一部を改正する条例

不登校児童生徒が社会的に自立する力をつけ、学校復帰につなげるため、不登校児童生徒並びにその保護者を対象に、家庭を主な支援場所として家庭訪問型学習支援（学校長の依頼を受けて行い、支援の実施分は出席日数に加えられる。）を実施するにあたり所要の改正を行う。またセンターの名称について字句の訂正を行う。

○ふれあい教育相談センター → 野洲市ふれあい教育相談センター（第 1 条）

○センターの業務に家庭訪問型家学習援に関することを追加する。（第 4 条）

施行日 公布の日 ただし、第 4 条に 1 号を加える改正規定は、令和 2 年 4 月 1 日

#### □議第 34 号 野洲市まちづくり基本条例の一部を改正する条例

本条例は、平成 19 年 10 月に施行され、条例で定める 4 年を超えない期間ごとの見直し時期が到来したことから庁内にて検証を行い、課題について野洲市まちづくり基本条例推進委員会へ諮問し、答申を受け、これに基づいて実施したパブリックコメントの意見を基に、所要の改正を行う。

○災害時における地域の安全性を高めるため、安全・安心の概念を位置付ける。

○自治会を地域のよりよい生活環境の充実を図る主体として、積極的に位置付ける。

○総合計画を本条例の計画として位置付け、今後は総合計画に基づく定期的な見直しと進行管理により検証を行う。

施行日 公布の日

#### □議第 35 号 野洲市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例

子育て世帯への経済的支援及び子どもの保健の向上を図ることを目的に、医療費助成の対象者を拡大するため、所要の改正を行う。

○通院医療費について、小学 1 年生から小学 3 年生についても助成対象とする。

自己負担金：1 診療報酬明細あたり 500 円

・上記自己負担金を控除した額を助成する。

・1 か月当たりの自己負担金が 500 円に満たないときは当該金額

・調剤報酬明細書には適用しない。

施行日 令和 3 年 4 月 1 日

#### □議第 36 号 野洲市こどもの家条例の一部を改正する条例

利用定員の超過に伴い、令和元年度に増築工事を行った篠原こどもの家について、

施設の追加等、所要の改正を行う。

既存の篠原こどもの家 → 篠原第一こどもの家  
増築施設 → 篠原第二こどもの家

施行日 令和2年4月1日

#### □議第 37 号 野洲市余熱利用施設条例の一部を改正する条例

野洲市余熱利用施設の所管を教育委員会とし、また利用料金の上限を定めるため所要の改正を行う。

- 施設の設置目的にスポーツの振興を図ることを加え、名称を野洲市健康スポーツセンターと改称する。
- 指定管理者が管理することを明記する。
- 損害賠償の義務について新たに規定する。
- 野洲市重要な施設の廃止又は独占利用に関する条例の一部改正  
余熱利用施設を追加する。
- 利用料金の上限について定める。

	温水プール	温浴施設	プール及び温浴施設
利用者の住所が野洲市、草津市、守山市又は栗東市	1人1回の利用につき 1,000円	1人1回の利用につき 700円	1人1回の利用につき 1,300円
上記以外の者	1人1回の利用につき 1,100円	1人1回の利用につき 800円	1人1回の利用につき 1,400円

※上記の額を上限として、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定める。

施行日 公布の日から起算して12箇月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日

#### □議第 38 号 野洲しみどりの基本条例の一部を改正する条例

みどりの基本計画の策定にあたり、検討委員会の審議等において、より専門的な観点からの意見を得るため、構成員内訳を変更する。

○学識経験を有するもの 1人 → 2人以内  
市の職員 2人以内 → 1人

施行日 公布の日

#### □議第 39 号 野洲市地域ふれあい公園条例の一部を改正する条例

開発行為に伴い帰属を受けた公園を野洲市地域ふれあい公園に追加する。

○流公園

野洲市小南380番地30

施行日 公布の日

□議第 40 号 野洲市営住宅条例の一部を改正する条例

令和 2 年 4 月 1 日に民法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、法定利率（契約の当事者間に貸金等の利率や遅延損害金に関する合意がない場合に適用される利率）が改正されることから、これを準用している住宅の明渡請求の利息の規定において所要の改正を行う。

「年 5 パーセントの割合」→「民法第 404 条に定める法定利率」

施行日 令和 2 年 4 月 1 日

□議第 41 号 野洲市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

市立病院開院時に病院事業管理者を設置し、病院長が兼務を予定していたが、病院経営や病院事業に対する負担が当初想定よりも大きい状況であったことから、令和元年度中は市長が病院事業管理者の権限を有するものとして令和元年 6 月議会で条例改正を行った。引き続き令和 2 年度以降も市長が権限を有するものとするため、所要の改正を行う。また技術的読み替えに関し必要な事項を定めている箇所についても合わせて改正を行う。

（第 4 条）病院事業管理者を置かないものとする。

「管理者」→「病院事業管理者の権限を行う市長」

（付則）○野洲市民病院の名称及び位置について、開院するまで市立野洲病院の名称及び位置に読み替える規定の経過措置を改正する。

「平成 32 年 9 月末日」→「当分の間」

○市立病院開院時に、旧御上会の診療科目を継承し許可を受けたが、条例との整合性が取れていないため、現状に合わせた読み替え規定による経過措置を追加する。

（付則第 2 項）野洲市情報公開条例（付則第 3 項）野洲市個人情報保護条例  
実施機関の用語の意義を改正する。

「病院事業の管理者の権限を行う市長」を加える。

（付則第 4 項）野洲市看護学生修学資金貸付条例

貸付を行うものとして「管理者」の略称規定を改める。

「病院事業の管理者」→「病院事業の管理者の権限を行う市長」

（付則第 5 項）野洲市病院事業管理者の給与等に関する条例

病院事業管理者を置かないこととするため廃止する。

施行日 令和 2 年 4 月 1 日

#### 4 その他 9件

##### 口議第 42 号 訴えの提起について

損害賠償を求める訴訟を提起することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

##### ①訴訟事件名

損害賠償請求事件

##### ②当事者

原告 滋賀県野洲市小篠原 2100 番地 1

野洲市

代表者 野洲市長 山仲 善彰

被告 医療法人社団御上会 元理事長・元常務理事

##### ③請求の趣旨

(1) 被告は、原告に対し、金 50,189,835 円及びこれに対する令和元年 9 月 25 日から支払い済みまで年 5 分の割合による遅延損害金を支払え。

(2) 訴訟費用は被告らの負担とする。

との判決及び仮執行宣言を求める。

##### ④請求の原因（概要）

被告は、医療法人社団御上会の解散後の清算手続きにおいて、共同して同法人の元職員らに対して退職慰労金名目で金銭を支給したが、当該行為は医療法で定める清算人の職務の範囲外のものであり、当該行為により、原告は保有する債権の返還を受けることができなくなっているため、損害の賠償を求めるものである。

##### ⑤訴訟遂行の方針

(1) 弁護士を訴訟代理人と定める。

(2) 判決の結果、必要がある場合は、上訴する。

(3) 必要があるときは適当と認める条件で和解することができる。

##### 口議第 43 号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて（野洲市余熱利用施設）

指定管理者を次のとおり指定することにつき、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

##### ①公の施設の名称

野洲市余熱利用施設

##### ②指定管理者

野洲すいむ 8 N E X T - P F I 株式会社

代表取締役 うきあな 浮穴 こういち 浩一

③指定期間

施設引渡しの日から令和 24 年 3 月 31 日まで

□議第 44 号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて（野洲市農村環境改善センター）

指定管理者を次のとおり指定することにつき、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

①公の施設の名称

野洲市農村環境改善センター

②指定管理者

野洲すいむ 8 N E X T - P F I 株式会社

代表取締役 うきあな 浮穴 こういち 浩一

③指定期間

施設引渡しの日から令和 24 年 3 月 31 日まで

□議第 45 号 相互救済事業の委託につき議会の議決を求めることについて

災害等による財産の損害に対する相互救済事業を委託することにつき、地方自治法第 263 条の 2 第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

①対象の財産

市が管理する市営住宅、改良住宅

②対象の災害等

火災、落雷、爆発、避難・消火活動に伴う水損及び破損、その他の災害

③委託先

東京都港区虎ノ門二丁目 3 番 17 号

公益社団法人 全国公営住宅火災共済機構

□議第 46 号 滋賀県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び滋賀県市町村職員退職手当組合同規約の変更について

滋賀県市町村交通災害共済組合が令和 2 年 3 月 31 日をもって解散し、滋賀県市町村職員退職手当組合から脱退されることから、同退職手当組合同規約を改正する必要があるため、関係地方公共団体が協議することについて、地方自治法第 290 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

○ 6 市、6 町、11 組合、1 広域連合 → 6 市、6 町、10 組合、1 広域連合

□議第 47 号 市道路線の認定及び廃止について

次の市道路線を認定及び廃止することについて、道路法第 8 条第 2 項および第 10 条第 3 項の規定に基づき議会の議決を求める。

・認定路線（道路法第8条第2項）

路線名	認定理由
二ノ坪線	開発により帰属を受けた公衆用道路を認定
穴田12号線	開発により帰属を受けた公衆用道路を認定
穴田13号線	開発により帰属を受けた公衆用道路を認定
穴田19号線	開発により帰属を受けた公衆用道路を認定
穴田20号線	開発により帰属を受けた公衆用道路を認定
穴田21号線	開発により帰属を受けた公衆用道路を認定

・廃止路線（道路法第10条第3項） 穴田12号線、穴田13号線

※路線起点の変更に伴い廃止と同時に再認定を行う。

□議第48号 新市まちづくり計画（市町村建設計画）の変更について

平成30年4月25日に「東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、合併特例債の発行可能期間が5年間延長されたことを受け、より効果的にまちづくりを進めるため、新市まちづくり計画（市町村建設計画）を変更（計画期間の5年間の延長及びそれに伴う財政の変更することについて、旧市町村の合併の特例に関する法律附則第2条第2項の規定により効力を有する同法第5条第7項の規定に基づき、議会の議決を求める。

□議第49号 事業契約の変更について（野洲市余熱利用施設整備運営事業）

平成30年6月28日に事業契約の議決を得た野洲市余熱利用施設整備運営事業において、契約金額を変更することについて、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条の規定に基づき、議会の議決を求める。

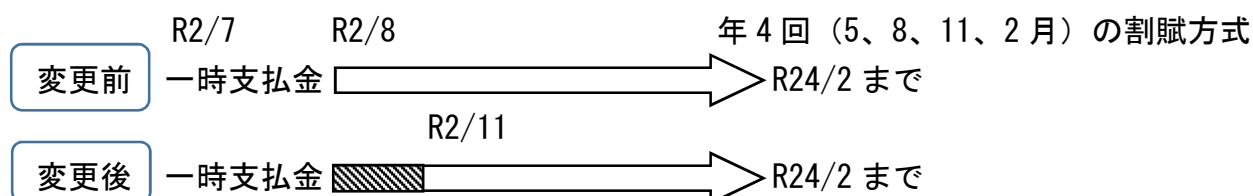
変更内容

- ・本事業契約別紙5第1項に基づき建設物価変動にかかる増額

平成30年2月（提案書提出時）と平成31年4月（着工時）の建築物価指数を比較したところ、1.5%以上の差が生じたため改定を行う。

- ・割賦手数料の減額

サービス対価の支払方法変更により87回から86回に減



※令和2年6月末の引渡し後、金利確定による契約変更を8月議会に予定しているため、開始時期が11月となり、8月の支払分が減となる。

記

①事業契約変更金額

変更前事業契約金額 2,608,800,562円 (平成31年9月変更後)  
変更増額分 19,881,005円  
変更後事業契約金額 2,628,681,567円

②変更事業契約金額内訳

建設物価変動 20,433,758円  
割賦に係る変更 ▲552,753円  
合計 19,881,005円

③契約の相手方

滋賀県野洲市大篠原 3333 番地 6  
野洲すいむ 8 N E X T - P F I 株式会社  
代表取締役 浮穴<sup>うきあな</sup> 浩一<sup>こういち</sup>

□議第 50 号 第二期野洲市子ども・子育て支援事業計画の策定について

子ども・子育て支援法第 61 条の規定に基づき、平成 27 年 3 月に策定した野洲市子ども・子育て支援事業計画の次期計画として第二期野洲市子ども・子育て支援事業計画を定めるため、野洲市議会基本条例第 11 条第 4 号に基づき議会の議決を求める。この計画は令和 2 年 4 月 1 日から発効する。

第一期 就学前の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保  
第二期 さらなる少子化の進行や女性の就業率上昇に伴う保育需要の拡大等、社会情勢やニーズの変化を施策に反映

5 人事案件 3 件

□議第 51 号 野洲市監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて

下記の者を野洲市監査委員に選任したいから、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

記

	氏名	住所	生年月日
議会 選出	はし 橋 としあき 俊明		

※任期 議決の日から令和 3 年 10 月 31 日

□議第 52 号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員に推薦したいから、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求める。



## 記

氏 名	住 所	生 年 月 日
さとう ひろこ 佐藤 裕子		

※任期 令和2年7月1日から令和5年6月30日（3年間）

**口議第53号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて**

下記の者を人権擁護委員に推薦したいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

## 記

氏 名	住 所	生 年 月 日
おおおか とし美 大岡 とし美		

※任期 令和2年7月1日から令和5年6月30日（3年間）